

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道基本料金・メーター使用料減免 (R7補正物価高騰対策)	<p>①物価高騰によりエネルギー・食料品価格等物価高騰の影響がある中、生活者等の負担を軽減</p> <p>②県の水道基本料金無償化の対象外となる、口径30ミリ以上の契約者における、水道基本料金及びメーター使用料の減免分に対して水道事業会計に繰出</p> <p>③対象数:約900契約 対象期間:令和8年3月検針分から令和8年6月検針分 減免額:16,220円×900件×4ヵ月=58,392千円(端数切り上げ)</p> <p>④対象期間内の水道契約者(住民の用に供しない公共施設分を除く)</p>	R8.4	R8.7
2	④消費下支え等を通じた生活者支援	下水道使用料減免 (R7補正物価高騰対策)	<p>①下水道事業の経営安定に向けた下水道使用料の改定に伴う上昇額の約50%を減免することで、物価高騰の影響を受ける生活者等の負担を軽減</p> <p>②下水道使用料の減免分に対して下水道事業会計に繰出</p> <p>③対象期間:令和8年9月検針分から令和9年2月検針分 減免額:改定影響額(改定前後の使用料の差額)の約50% 改定影響見込み額 89,600千円×0.5=44,800千円 事務費:200千円</p> <p>④対象期間内の公共下水道の使用(住民の用に供しない公共施設分を除く)</p>	R8.4	R9.3
3	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	高齢者予防接種事業 (R7補正物価高騰対策)	<p>①物価高騰により影響を受けやすい高齢者において、喫緊の支出ではない予防接種(特に公費支援がR6年度から縮小した新型コロナウイルスワクチン接種)の受診の低下が懸念されているところ、予防接種の自己負担額軽減への助成に物価高騰交付金を活用。自己負担額への助成により、高齢者の家計への支援と予防接種の受診率向上による健康増進を図る。</p> <p>②予防接種(インフルエンザ、新型コロナ)の自己負担額への助成について、物価高騰交付金を活用</p> <p>③予防接種の自己負担への助成:32,000千円 ・インフルエンザ:400円×21,500人=8,600千円 ・新型コロナ:2,600円×9,000人=23,400千円</p> <p>④65歳以上又は60歳以上～65歳未満で厚生労働省令で定めた心臓病等で着しい支障を有する人</p>	R8.4	R9.3